

社発第 T-411 号

2018 年 11 月 9 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表取締役社長 小林 英三

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、下記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」に係る銘柄別増担保金徴収措置を 2018 年 11 月 12 日（申込日）から解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。これにより、下記銘柄の貸借担保金率は「30%」となります。

なお、同銘柄に係る貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起は継続しておりますので、念のため申し添えます。

敬 具

記

（東京証券取引所市場分）

ネオス(株) 株式 (3627)

以 上